

四、賃金、給與其他

イ、賃金 日給制である。

醸造工臨時工員の初任級一圓二〇、本工員一、三〇乃至一、四〇で大體一年一回五錢乃至二十錢昇給し二圓に至つて止む、成績優秀の者は本工員に採用後四五年にして最高二、〇〇に至るものがある。

左に工員の賃金階級を示さう(昭和二年九月十五日現在)但し第十七工場を除く。

男	八〇錢以内	一、〇〇以内	一、二〇以内	一、五〇以内	一、八〇以内	二、〇〇以内	二、五〇以内
女	二	二	一三	六九	二〇七	七四	二三四
計	三	四七	四九	二六	一	一	一二五
	五	四九	六二	九五	二〇七	七四一	二三四
							一、三八三

(醸造工の最高は前述の通り 二、〇〇)  
(火夫の最高は 二、五〇)

ロ、實收 毎月の實際請取高は前述日給の外皆勤賞(前述)及住宅補助料(出缺に關係なし)一ヶ月二圓である。

従て工員一箇月の實收は四十圓乃至六十一圓である。

右の外十二月 一月、七月等事業繁忙の際は時間外勤務をするから其手当(前述)がつくのである。

而して右給料は毎月十四日と二十九日との兩回に分割支給される。

ハ、年末賞與 毎年一回年末に其成績を考査して甲乙丙に分ち日給二十日分乃至五日分を支給する。

以上を一括して昭和二年四月末現在の状況を左に示さう。

平均定額日給	男	一九〇五	女	一〇七三
平均實收日給	男	二、一八六	女	一、二二〇
住宅料補助金	二圓(二世帯一人に限り男女同額の支給をなす)			
平均年末賞與金(大正十四年及昭和元年の二ヶ年平均)	甲の平均 六三圓 乙の平均 三八圓七四錢 丙の平均 二五圓四六錢			
最高定額日給	醸造工、庶工、及其他 二圓 桶工及大工 二圓五〇錢 火夫 二圓二〇錢 鐵工 三圓一五錢 女工 一圓三〇錢			

ニ、解雇手当、老衰手当、退職手当左の如し(工員規定第六十八條、上記諸手当に關する勤續年數の起算は大正七年一月一日より始む)

手當表	第一號解雇手当	第二號老衰手当	第三號退職手当
一 年	五〇日	四〇日	二五日
二 年	七〇	五六	三五
三 年	一〇〇	八〇	五〇